



申11号「電気部門の変革2022」に関する解明申し入れ(第3回交法) その2

第22項 設備管理に対する最終判断とは何を指すのか明確にすること。

- ・保全実施計画作成や検査データの入力、修繕計画の作成まではTEMSに移管するが、その計画を承認するのはJRになる。承認となれば検査データも含めて最終的な責任はJRが負う。
- ・判断できる技術力が伴っていることが大切である。

第23項 パートナー会社との水平分業が定着しているとする根拠を明確にすること。

- ・設備21で取り組んだことが成果として上がっている。安全・安定輸送に繋がっている。メンテナンス部門として1つは安全、もう1つは安定輸送が数値として改善してきている。
- ・水平分業の中でも契約行為として分けている。境界線を曖昧にする気はない。パートナー会社の方々を小間使いのように対応する事があってはならない。対等なパートナーだ。
- ・パートナー会社の労働環境を良くするのもJRの責務だ。協力してパートナー会社の労働環境を変えていきたい。労災についても完封を目指していく。

第24項 現状で配置されているメンテナンスセンターを廃止する基準と根拠を明確にすること。

- ・線区の重要度、大規模拠点駅、設備数量・立地条件などの視点から加味されている。
- ・障害発生時のダウンタイムについては、仮復旧や代替交通の手配などを行って、お客さまのことを考えた体制にしていく。
- ・地方でも配置箇所に関して議論を深めることは否定しない。本社案を示したが、支社議論も含めて修正が必要となれば、議論をさらに深めたい。

第25項 廃止となるメンテナンスセンターから、管理するメンテナンスセンターへ移管する業務について明確にすること。

第26項 廃止となるメンテナンスセンターから、TEMSへ移管する業務について明確にすること。

第27項 TEMSに移管されたエリアにおいて、設備障害等が発生した際の復旧のあり方について明確にすること。

- ・保全実施計画の承認、検査結果の承認、工事監督業務、安全パトロール、立ち合い、見張りダイヤの送付など管理業務を管理メセに移管する。管理メセの業務量は増えると想定している。
- ・高額な機材はTEMSから貸し出しの要望もある。緊急車の使用についても検討している。
- ・検査計画作成、検査実施、システム入力、不具合修繕計画作成はTEMSに移管する。
- ・障害対応については、初動はTEMSで対応する。障害の規模を見て同時出勤もある。
- ・現場でTEMSと他系統の直轄が、不適切な指示、判断をしてはいけい。指令もサポートする。

第28項 TEMSのフロパー社員育成の状況を明確にすること。

第29項 TEMSのサービスセンターの設置状況を明確にすること。

第30項 TEMSのサービスセンターごとの協力会社の数を明確にすること。

- ・設備21当初はTEMSのフロパー社員よりもOBが多かったが、現在は半数以上がフロパー社員で8割は検修責任者を取得。電気工事の経験、信号の認定技術者取得など技術力向上してきた。
- ・現状のサービスセンターを有効活用する。JRのメンテナンスセンターがあった所にサービスセンターが設置されないところもある。メンテナンスセンターの施設を利用することもある。テポとして異常時の拠点に使えるようにして、ダウンタイムの縮小に努めたい。
- ・従来からメンテナンスセンターの近郊にTEMSがあり、意思疎通が出来ることを大事にしてきた。基本的にそこは変わらない。
- ・TEMSの協力会社も揃ってはいるが、厳しい状況は承知している。パートナー会社はJRから言われれば断りにくい。上から無理や無茶を求めないようしていかなければならない。

～その3に続く～